

村上市立荒川中学校 「いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では「正義が通る学校」としてすべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア) 学校におけるいじめの防止

- ①「正義が通る学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、いじめを見逃さないことに組織的に取り組む。
- ②生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③保護者並びに地域住民その他の関係諸機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資するような、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- ④いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、生徒会を中心とした「いじめ見逃しゼロ」の取組や、いじめ見逃しゼロスクール集会等を実施する。

イ) いじめの早期発見のための措置

①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、全校生徒に対する定期的な調査を実施する。

- ・生徒対象のいじめアンケート調査(月に1回ペースで)
- ・教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査(各学期)

②いじめの相談体制

- ・生徒及び保護者がいじめに対する相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

A: スクールカウンセラーの活用

B: 職員に相談しやすい雰囲気醸成(生徒指導だより、期末保護者会等)

ウ) いじめの防止等に対する教職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

エ) インターネット等のソーシャルネットワークサービス（SNS）を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のSNSを通じて送信される情報の特性を踏まえて、SNSを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。

A：警察やネットパトロール、携帯電話会社などの講師による情報モラル研修会等

B：技術の授業等でのネットマナーの学習

(2) いじめ防止等に関する措置

ア) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の組織を設置する。

①生徒指導部会（生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、SC）

②いじめ対策委員会（運営委員会の委員、養護教諭、SC、関係職員、関係機関）

イ) いじめに対する措置

①いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

②いじめの事実が確認された場合は、即時にいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案にかかわる情報は正確に聞き取り、記録しておく。

④犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等関係諸機関と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席するような、『第28条における「重大事態」』の発生の疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア) 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に速やかに報告する。

イ) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。